

避難情報など入手する方法を確認しておきましょう

1面のつづき

**災害・防犯情報
メール配信サービス**

事前に登録したメールアドレスあてに
避難情報や避難所開設情報などを配信します。

登録は **区HPQ 594** へ▶



**電話・FAXによる
災害時緊急情報配信サービス**

事前に登録した自宅の固定電話やファクシミリへ
避難情報を配信します。

※洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域にお住まいでスマートフォン等をお持ちでない方が対象
登録は **せたがやコール**
または **区HPQ 630** へ▶



プッシュ型で通知されるサービスを事前に登録しておくとお便利です！

その他

防災ポータル(右記二次元コード)のほか

- 区ホームページ
- X(旧ツイッター)
- LINE
- テレビ、ラジオ
- 防災行政無線

など各種ツールでお知らせします。

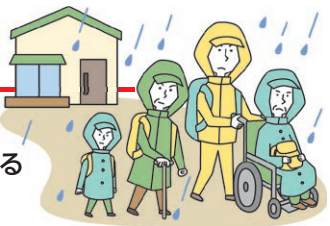


避難情報とは… 台風や集中豪雨などにより河川の氾濫や土砂災害のおそれがあるか、または発生した場合に、区が発令する情報です。世田谷区では、多摩川、野川・仙川、谷沢川、丸子川、呑川の洪水、土砂災害発生の事象にかかる情報を発令します。

警戒レベル3

高齢者等避難

対象地域にいる避難に時間のかかる
高齢者や障害のある方などは避難



警戒レベル4

避難指示

対象地域にいる方は全員避難



**警戒レベル4までに
対象地域にいる方は
必ず避難！**

土のうステーションをご利用ください

区では、24時間いつでも土のうを持ち出せる「土のうステーション(緊急用簡易土のう置き場)」を設置しています。

お住まいの近くの設置場所は、**区HPQ 641** をご覧ください。

なお、大雨の際には、ステーションの土のうが不足することがあります。日頃からの備えとしてご利用ください。

土のうステーションの使い方や土のうの効果的な並べ方は
区公式YouTubeチャンネルへ▶▶▶



**カバーを開けて土のうを持ち出してご利用ください
(返却不要)**



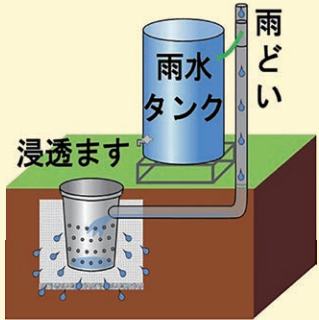
問 土木計画調整課 ☎6432-7954 FAX6432-7993

雨水浸透施設・雨水タンクを設置しましょう～みんなで進める流域対策

区では、豪雨対策の一環として流域対策(①雨水浸透施設や②雨水タンクの設置)をお願いしています。一つひとつは小さな施設でも、みんなで進めることで、豪雨対策等に寄与します。設置の際は、助成制度をご利用ください(上限額あり)。

詳しくは、① **区HPQ 622** ② **区HPQ 629**、パンフレット(区政情報センター、総合支所区政情報コーナー・まちづくりセンター等にあり)をご覧ください。

問 豪雨対策・下水道整備課 ☎6432-7963 FAX6432-7993



建物の浸水対策をお願いします

地下や半地下がある建物、トイレや浴室が道路面より低い位置にある建物は流入や逆流防止等の対策をお願いします。

設計者・工事施工者等とよく相談して、浸水被害が起こらないように備えましょう。

次の建物は建築前に届出をお願いします

- 建物の周囲の地面または道路面より低い位置に床を有する建物
- 建物の周囲の状況によりトイレ・浴室等の排水が逆流するおそれのある建物
- 「洪水・内水氾濫ハザードマップ」で浸水予想区域内の建物

問 建築調整課 ☎6432-7162 FAX6432-7985

敷地の擁壁や自然斜面(がけ)に関する支援制度をご活用ください

擁壁やがけのある敷地の所有者等(法人は除く)に対する支援制度を設けています。支援制度を活用し、擁壁の崩壊や土砂災害を未然に防ぎましょう。

①がけ・擁壁相談会

内容／宅地防災の専門家へ疑問や不安を個別相談(無料)

対 擁壁やがけのある敷地を所有する方

②擁壁改修専門家派遣制度

内容／擁壁の構造や概算工事費の提案(無料)

対 高さ2m以上の擁壁・自然斜面(がけ)を所有し、新たに敷地の擁壁を築造または造り替える工事(補修工事を除く)を検討している方

③道路等に面する擁壁改修等補助金

内容／高さ2mを超える擁壁の築造または造り替えの工事(補修工事は除く)費用の一部を補助

対 道路等(私道は除く)に面し、安全上問題のある擁壁・自然斜面(がけ)を所有する方

④住宅・建築物土砂災害対策改修補助金

内容／土砂崩れに耐えうる塀の設置や建築物の改修に係る費用の一部を補助

対 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に住居を所有する方

**⑤がけ地近接等危険住宅移転事業補助金
(令和8年度実施分の事前相談)**

内容／住宅の移転や除却に係る費用の一部を補助

対 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に住居を所有する方

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)は、土砂災害ハザードマップ(**区HPQ 605**、総合支所地域振興課・まちづくりセンター、市街地整備課等にあり)をご確認ください。